学校において予防すべき感染症について

山梨県立韮崎高等学校

学校保健安全法施行規則改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）に基づき、別表に該当する感染症と診断された場合は、学校における感染症の拡大防止を図るため、出席停止とするので学校を休み療養に努めてください。

登校する際には、「学校において予防すべき感染症の罹患に関する証明書（書式Ⅰ）」及び「感染症に伴う出席停止解除願い（書式Ⅱ）」を学校（担任）にご提出ください。

別表

分類	種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんが、痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで 「その他の感染症（＊）」として、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合、その感染拡大を防ぐために、校長が学校医の意見を聞き、緊急的に措置をとることができるとされ、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではありません。
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス及びパラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（＊）	

書式Ⅰ

学校において予防すべき感染症の罹患に関する証明書

山梨県立韮崎高等学校長　殿

年　　組　　番　氏　名

感染症名　（　　）

療養期間　　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日

上記疾患により、上記の期間、療養していましたが、感染の恐れがなくなりましたので、　　月　　日より登校しても支障がないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

住　　所

医　師　名　　印

書式Ⅱ

校　長	教　頭	教務主任	保健主事	学年主任	担　任

感染症に伴う出席停止解除願

令和　　年　　月　　日

山梨県立韮崎高等学校
学　　校　　長　殿

第　　学年　　組　　番

生徒氏名

保護者氏名　　印

以下の期間療養中でしたが、別紙のとおり感染の恐れがなくなりましたので報告いたします。

療養期間　　令和　　年　　月　　日（　　）～ 令和　　年　　月　　日（　　）

感染症名　　（　　）

登校開始日　　令和　　年　　月　　日（　　）

＜担任記入欄＞

担　任　　印

該当生徒	年　　組　　番　氏名
理　由	1　インフルエンザ　　2　水痘　　3　流行性耳下腺炎 4　流行性角結膜炎　　5　その他（　　）
期　日	年　月　日　曜　校時 ～　年　月　日　曜　校時
期　間	日間
備　考	